

第 25 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

平成 31 年 1 月 23 日(水)
15 時 00 分 から 17 時 00 分
旧文部省庁舎 2 階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

(委員) 沖森主査, 森山副主査, 石黒, 入部, 岩田, 塩田, 関根, 田中(牧),
福田, やすみ, 山田各委員(計 11 名)
(文部科学省・文化庁) 高橋国語課長, 鈴木国語調査官, 武田国語調査官,
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 24 回国語分科会国語課題小委員会・議事録(案)
- 2 国語課題小委員会主査打合せ会委員名簿(案)
- 3 各府省・ウェブサイト等担当者へのアンケート調査について(案)
- 4 「公用文作成の要領」を改める場合の例(たたき台)

〔参考資料〕

- 「障害」の表記に関するこれまでの調査結果等について

〔机上配布資料〕

- 国語関係答申・建議集
- 国語関係告示・訓令集
- 改定常用漢字表
- 国語分科会で今後取り組むべき課題について(報告)(平成 25 年 2 月 18 日)
- 公用文関係資料集
 - 公用文作成の要領(平成 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き)
 - 公用文における漢字使用等について(平成 22 年内閣訓令第 1 号)
 - 法令における漢字使用等について(平成 22 年内閣法制局長官決定)
 - 6 訂 公文書の書式と文例(平成 23 年文部科学省 抜粋)等
 - 文部科学省用字用語例
 - 文部科学省送り仮名用例集
 - 外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)
 - Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 沖森主査から主査打合せ会について説明があり, 配布資料 2 のとおり委員の提案が行われ, 了承された。
- 4 事務局から参考資料について説明があり, 説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。
- 5 事務局から配布資料 3 について説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 意見交換が行われた。
- 6 事務局から配布資料 4 について説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 意見交

換が行われた。

- 7 次回の国語課題小委員会について、平成 31 年 2 月 18 日（月）午後 3 時から 5 時まで文化庁第 2 会議室にて開催することが確認された。
- 8 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

ただ今から第 25 回、今期 8 回目の国語課題小委員会を開会いたします。

では、議題に入る前に、前回の国語課題小委員会でお諮りした主査打合せ会について御確認いただきたいと思います。配布資料 2 にお示ししましたように、今後、公用文の在り方を検討するに当たって、主査打合せ会の設置を御了承いただきました。その後、事務局を通してお願いをするまでもなく、主査打合せ会への参加のお申出がありました。メンバー数は少し多くなっておりますが、事務局と相談した上で、お申出のあった方皆様にお入りいただくことといたしました。

主査打合せ会を配布資料 2 のようなメンバーでスタートするという事で御了解いただければと思います。いかがでしょうか。 （ → 了承 ）

最初の主査打合せ会は、2 月 6 日に開催する予定です。今後の議論は、主査打合せ会で原案などを作成した上で、この国語課題小委員会にお示しし、御検討いただくというやり方で進めてまいりたいと思います。今後もよろしくお願ひします。

続きまして、官公庁における文書作成についてとともに、この国語課題小委員会の課題となっております、常用漢字表に関する「ショウガイ」の表記の件について、少し時間を取りたいと思います。昨年 11 月 22 日の国語分科会で、国語分科会確認事項を決定していただきましたが、「碍^{がい}」を常用漢字表に追加することの可否については、引き続きこの国語課題小委員会で検討することとなっております。

そこで、当面はこの課題について理解を深めていただくために、これまでの経緯やこの語、つまり「ショウガイ」の表記の歴史などを整理しながら、国語課題小委員会の場で情報を共有していきたいと考えております。公用文の在り方に関する検討と同じに進めていく必要があるため、委員の方々におかれましては、こちらの方の課題についても引き続き御関心をお持ちいただきたいと思います。

本日は「ショウガイ」の表記に関して、これまでに行われてきた「障害者に関する世論調査」やアンケート、意見募集結果などについて、少し詳しく御覧いただきたいと思います。参考資料について事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

それでは、本日の資料の最後にある参考資料を御覧ください。「ショウガイ」の表記の問題について、「障がい者制度改革推進本部」、その下に設置された「障がい者制度改革推進会議」などで実際に議題になり、それに合わせて内閣府などでアンケート調査、世論調査が積み重ねられてきています。

これまでも、簡単には触れてまいりましたが、今日はこれまでの全国規模の調査について、改めて、少し詳しくお話ししたいと思います。

表紙に、今日御紹介する五つの調査が並んでおります。順番に見てまいりたいと思います。まず、「1 平成 22 年 4 月 「障害」の表記の在り方に関するアンケート」、これは内閣府が行ったものです。この調査については、概要とポイントだけでなく、問いそのものも載せております。

4 ページを御覧ください。この調査は、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」が「障害」の表記について検討するに当たって行ったものです。ちょうど並行して、正にこの文化審議会国語分科会が、常用漢字表の見直しの検討を行ってまいりました。その際、国語分科会としても幾つかの見解、あるいは考え方を示したわけですが、そういったものを踏まえた上で取った調査であるということです。ある程度この言葉に関する事情であるとか、あるいは意見であるとか、そういったものを回答者にお見せした上で行った調査だということがありますので、その前提の部分を知っていただくために、この調査に関しては少し長めに御紹介しております。

結果に関しては7 ページにポイントがございます。こちらを御覧ください。「障害」の表記について、これを改めるべきとの意見については、「そう思わない」が全体の43%、「そう思う」は21.9%だった。そして「そう思う」と回答した人に、どのような表記に改めるべきかを聞いたところ、交ぜ書きの「障がい」が40.9%、「障害」は7.8%であったと。

そして「2. 「障害者」の表記について」ですが、このときには「チャレンジド(challenged)」ということも会議の中で話題になっておりまして、これについても聞いております。「チャレンジド」と改めるべきとの意見については、「そう思わない」が全体の67%であったと。

そして(2)「あなたの考えに最も合っている表記」を聞いたところ、「障害者」が27.5%と最も多く、次いで「障害のある人」が21.6%、「障がい者」が19.6%、「障害者」が2.4%、「チャレンジド」が3.4%であったということです。

この調査は、障害のある当事者の方にも聞いている調査です。その方々だけを対象とした結果も分かるようになっていきます。

次に、2 番目に挙げておりますのが、22 年9月に、これも内閣府が行った障害の表記に関する意見募集です。意見募集ですので、意見のある人に意見をおっしゃる機会を設けたということです。「「障害」の表記に関する検討結果について」ということで、右下に手書きで書いてある12 ページを御覧ください。障害の表記に関する会議の議論をまとめたものの中に概要が出ています。「第3 一般からの意見募集の結果について」というところです。21 日間、内閣府のホームページで意見募集が行われました。637 件の意見が寄せられて、その内訳は、「障害」を支持する意見が約4割、「障害」を支持する意見が約4割、「障がい」又は「しょうがい」を支持する意見が約1割、そのほか、独自の表記を提案する意見などが約1割であったという結果です。

そして、内閣府で行った「障害者に関する世論調査」です。表記についてはこの24年と29年に尋ねられています。

まず、14 ページを御覧ください。24 年の結果です。これは最初の調査(22 年の調査)とは違って、何か前提として説明をするというようなことではなく、「しょうがい」の表記についてふさわしいものについて聞いたものです。15 ページの一番上、総数を見ていただくと、「障害」が33.8%、「障害」が2.4%、「障がい」が35.5%、「どれでもよい」が21.9%といった結果になっております。

これが29 年になりますと、17 ページを御覧ください。「障害」が31.6%、「障害」が2.5%、「障がい」が40.1%、「どれでもよい」が18.8%といった結果になっております。

そして最後に18 ページからですが、こちらはNHK放送文化研究所で行った世論調査です。2010 年のものと2018 年のものがございます。19 ページを御覧ください。まず、交ぜ書きの「障がい」について、2010 年の調査研究では、34%の方が「見たことがあります、抵抗感はない」、18%の方が「見たことはあるが、抵抗感がある」、30%

の方が「見たことはないが、抵抗感はない」、14%の方が「見たこともないし、抵抗感がある」とお答えです。また、2018年9月の調査では、「見たことがあり、抵抗感はない」が非常に大きくなっておりまして62%、「見たことはあるが、抵抗感がある」が11%、「見たことはないが、抵抗感はない」が18%、「見たこともないし、抵抗感がある」が6%となっています。

そして18年の調査では「障碍」についても聞いています。9%の方が「見たことがあり、抵抗感はない」、11%の方が「見たことはあるが、抵抗感がある」、26%の方が「見たことはないが、抵抗感はない」、46%の方が「見たこともないし、抵抗感がある」とお答えになっているという結果です。

これら全国規模の調査について、概要だけにはなりますが、御覧いただきました。

○沖森主査

ありがとうございました。本日は、何か方針を決めるというわけではありませんが、これらの調査やアンケートの結果を御覧になり、何か質問、あるいは感想、意見などがありましたら、御自由に御発言いただきたいと思っております。今後この問題について、引き続き国語課題小委員会では扱っていくことになるかと思っておりますが、本日御意見を頂き、今後の方向性も少し見えるといいなと思っております。

○関根委員

このアンケートを見ると、交ぜ書きが一番多くなって、だんだんそれが認知されてくるという傾向があります。今までの議論だと、「碍」を常用漢字に入れるかどうかということを中心に議論してきましたが、今後の議論に当たっては、この交ぜ書きの表記についても議論していくということになるのでしょうか。

○沖森主査

今後の方向というのは、ただ単に、「碍」を常用漢字表に入れるとか、入れないとかいう問題だけではなく、また、新たな見解というものも示しておくことは必要ではないかとも思っております。いずれにせよ、なかなか決着の付かない問題かと思いません。

○関根委員

その際、国語施策的に言うと、常用漢字表にあるものは漢字で書くという、一応原則はあるわけですね。そうすると、この交ぜ書きをするということは抵触することになります。そういうことも考えていくということになるのでしょうか。

○沖森主査

そうなりますでしょうか。特にこの公用文の書き方というところと、今後関係してくるかとも思います。

○塩田委員

これは飽くまで方法論の話ですが、今日の参考資料の12ページのところにある、かつて実施した障害の表記に関する作業チームが行っていた一般からの意見募集についてのところです。これは各個人と言いますか、具体的に言うと各PCの端末で、1回しか書けないような仕組みでやったのか、あるいは何回でも書けるような仕組みでやったのでしょうか。

○武田国語調査官

そこまで確認しておりませんでした。

○沖森主査

ほかに特にないようでしたら、このテーマについてはこれで打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。（→ 挙手なし。）

今後、この常用漢字表についての検討を行っていきたいと思いますので、更に御理解を深めていただくよう、こちらでも事務局を通していろいろな資料を集めて、議論の場を作っていきたいと思っております。

では、続きまして、議事の「（１）官公庁における文書作成について」に入ります。まず、配布資料３を御覧ください。これは、これまでの検討内容を受けて、国の各府省庁のウェブサイト担当、広報担当に実施することを考えているアンケート調査の問いのたたき台です。事務局で作成した上、主査打合せ会の委員からの意見を反映したものです。アンケート実施の時期につきましては、今年の２月から３月を考えております。本日は、このアンケートの内容について御意見を頂きたいと思っております。まず配布資料３について事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

配布資料３を御覧ください。これまで調査がいろいろと必要であろうという御意見を頂いてきました。広く公用文と考えられるものの中で、一般の人たちに広くお伝えするような類いのもの、国語課題小委員会ではそれを中心に検討していったらどうかという話がありました。そこで、国の各府省庁の広報・ウェブサイト担当者、正に一般の方たちに広く情報を発信している、そういった部署の方たちを対象にしたアンケートを行いたいと考えています。

一方で、公用文ということに関して申し上げますと、各府省には文書を担当する課があります。これはこういった広報やウェブサイトというよりは、印をつけて発出するような、より典型的な公用文について所掌しているような部署になります。そちらについては平成 24 年に、この公用文作成要領の改定を行うかもしれない、その見直しを行うかもしれないということで、一度アンケートを取っております。そのため今回は、そちらではなくて、広く国民の皆さん一般に情報を発信している部署にアンケートをしてはどうかと考えています。

調査の目的ですが、この会議での検討に資するために、公用文として扱われているものの範囲について、国家公務員の中でどのように意識されているのか、それから、従来、公用文の書き表し方のルールというものがはっきりあるわけですが、それがどこまで適用されているのか、一方で、広く一般の方に情報を発信するときの場合のルールというものがあるかどうか、あるいはそういった場合の手引のようなものが必要とされているかどうか、また、各府省庁で読み手にうまく情報を伝える上で、どのような工夫を行っているか、また、どのような点で難しさを感じているかといった点をお尋ねし、用語用字や句読点などについての課題もここから把握できないだろうかと考えています。

では、どのような問いを作っているか御覧ください。これは、問いの番号を付けて並べてありますが、まだ飽くまでもこの後詰めていくものです。是非これにこだわらず、御意見を頂きたいと思っております。

1 ページからは公用文の書き表し方に関するルールについて聞いております。これ

はいわゆる公用文の書き表し方、堅い部分になるかと思えます。常用漢字表に沿って、あるいは送り仮名の付け方などは、「公用文における漢字使用等について」（平成 22 年 11 月 30 日内閣訓令）に沿うといったルールがありますので、そういったものが今どきのようになっているか、またそれがどのような範囲まで適用されているかといったことを、問 1～5 のところでは聞きたいというものです。

2 ページ目、一般の人々を対象とした情報・文書等の書き表し方について。これは問 6～問 10 です。公用文の表記は書き表し方がはっきり決まっているわけですが、ウェブサイトや広報誌、SNS などでは、その辺りがどのようになっているのかということを知るところです。もちろん常用漢字表が意識されているか、また、そういった広く情報を発信する場でも公用文の表記が使われているかといったようなことも聞いています。

4 ページからは、用語用字、句読点などについて聞いております。これまでも何度か話題になってきましたが、公用文の表記では一般の方に難しいような場合がある。そういったところで、それぞれの府省では工夫をしているところがあると思えます。用語用字などについて、これまでどのようなところで迷ったり、あるいは一般の方から質問や意見があったりしたか、また、非常に具体的な話になりますが、「、（カンマ）」と「、（テン）」の問題についてもここで聞きたいと思えます。

5 ページからは、読み手にうまく伝えるための工夫ということで、どちらかというとその内容ですとか文体、あるいは構成であるとか、そういったことをお聞きしたいと思っているところです。

この配布資料 3 をお示しする前にも幾つか御意見を頂いておりました、反映できたものとできていないものがあります。是非この場で、必要のないもの、あるいは足りないもの、また、このようにしたらもっとよくなるのではないかという御意見を頂きたいと思えます。そして 2 月 6 日の主査打合せ会でもう一度御意見を頂いて、次回の国語課題小委員会でも再度お示ししたいと思っております。

○沖森主査

ただ今の説明について、直接質問があればお願いします。（→ 挙手なし。）

それでは、意見交換に移りたいと思えます。配布資料 3 について、何かお気づきの点、修正の必要などあれば、是非とも御発言くださいますようお願いいたします。また、ほかにもこんな問いが必要ではないかといったような御提案も、是非とも頂きたいと思えます。

○福田委員

調査の目的を箇条書きにさせていただいて、大変分かりやすくなりました。この広報・ウェブサイトの担当者って何名ぐらいいるのでしょうか。まずその点をお聞きかせください。

○武田国語調査官

実ははっきりしないところがあります。例えば文部科学省であれば、文部科学省の広報を担当する部署で、ウェブサイトも、それから広報誌も、あるいは SNS も所掌しているんですが、それぞれ何人の方が担当しているかということまでは、はっきり分かりません。ですから、それぞれの部署に、こういった担当者の方に回答していただきたいということを具体的に書いて、それをお願いすることになると思えます。各府省庁によって人数もばらばらではないかと思えます。

○福田委員

そうすると、一つの庁に一人という場合もあり得るということですね。そう考えると、50名もいかないくらいでしょうか。

○武田国語調査官

それぐらいの規模になるのかもしれませんが。

○福田委員

ありがとうございます。私は心理学専門のもので、気になっているところなんです。が、せっかくやってもらふことなので、それがこの議論に反映されることがとても重要かと思っています。

さて、最初の調査の目的に、公用文として扱われているものの範囲、これは確かにこの国語課題小委員会でもすごく問題になっている。しかしながらこの1ページ目から2ページ目の下まで、公用文の書き表し方に関するルールについてというのを見ますと、いわゆる堅い公用文という範囲は決まっている。それをウェブ上にも広げるか否かについてのみ聞いているように思えるんです。それはそういう議論の仕方でまずいいのでしょうか。

もしそうではなくて、堅いものも含めて、その公用文の範囲を知りたいのであれば、最初の問題に、「あなたが考える公用文はどれですか。」みたいな質問を立てて、そこから「あなたが考える公用文についてお聞きします。」とつなげていく。ただし、この国語課題小委員会において、堅い公用文とウェブ上の公用文みたいなものを、まとめて議論したいんだとしたらそういうやり方で聞かなくてはいけないし、まとめるわけではなくて別々に聞きたいのであれば、こちら側である程度誘導するような質問を用意した方が、使えるものになるかと思います。

そうすると先ほど武田国語調査官の説明では、平成24年に既に文書課にアンケートしているから、もうそれは関係ないんだということです。対象者は広報・ウェブサイト等の担当者なのであれば、そういった柔らか目のところを、今回議論している公用文のことにに関して、そこだけ限定するのであれば、最初からこういったものについてお聞きしますと言った方がいいのかと思います。この議論の方向性をどうするかというのをまず決めないと難しいかと思います。

○田中（牧）委員

今の福田委員のお話はそのとおりだと思います。私も分かりにくかったのが、公用文というのは何を指すかで、この調査をされる人には明確かどうかということが分かりません。今の福田委員の御指摘はそのこともおっしゃったことだと思います。

加えて、例えば問3、問4に「公用文の表記は」と、特に鍵括弧は付いていないので一般語として出てきていて、これは公用文の表記という取決めのことを言っているのか、あるいは表記の実態のことを言っているのか、よく分からない。調査を受ける人が自分なりの解釈で回答してしまうと、どういう意図による設問か分からなくなってしまうこともあるので、公用文の定義とともに、公用文の表記というものの定義という外縁を明確にしておきたいと思います。ただ、そもそも役所の方は公用文の範囲は共有されているものなんですか。この場ではいろいろ議論しましたが。多分今回の調査の対象者は文書担当者ではないということなので、そういう意味では一応公用文を担当する人じゃないわけですね。ですから、その辺りが実際どういったタイプ

の人が想定されているかが分からないと、その調査の内容をどうしていくかの吟味もしにくいと思うので、もし可能でしたら、その辺りの補足的な説明をしていただけると有難いです。

○武田国語調査官

国の府省に勤務している人たちに、どこまでが公用文であるという認識があるかという、かなり曖昧な面があるのではないかと考えております。というのは、今回こういった議論をしていただきながら、私も学んでいるんですが、例えば我々のような国語施策に携わる立場の者は、ウェブサイトなどについても、当然公用文であるという認識の下で、ずっとこれまで来ています。ただ、今回の課題を具体的に進めていくに当たって、政府の広報に携わっているような方たちとお話をする、各府省が示すものには、一次的な情報とでも言うべきものがある、それが典型的な公用文であって、広報というのは、またちょっと違った立場で発信しているんだという認識を持っている場合があるわけです。

そうするとこの調査では、あらかじめ公用文というのを全員が分かっているという前提ではなく、むしろそれぞれの方たちが、一体公用文とはどのようなものだと考えているのかということから聞かなくてはいけないのかと考えております。

○田中（牧）委員

そうすると共有されていないということですね。

○武田国語調査官

そうです。共有されていない面があると思います。

○田中（牧）委員

分かりました。そうすると、例えば問5辺りを最初の方に持ってくる、今、福田委員がおっしゃったことだと思うんですが、例えばそういったところから始めていって、だんだん調査を受ける人のイメージも明確にしていって具体的なことを聞いていくような、そういう方向が一つあり得るのかなと思いました。

○岩田委員

私も問5に関連してですが、線引きのようなものが、もしできたとして、市民、一般向けの文章を分けて考えている職員さんがおられたとして、その上で、そういう文章はどのようにあるべきかという質問が追加できればと思います。もう少し具体的に言うと、分かりやすければいいとするのか、ある程度格式を重んじるべきだと考えられるのかという、その間の5段階みたいなのができればいいと思います。格式はいつでもいいから分かりやすければいいのと、分かりやすさはいつでもいいから、ちゃんとした品質、品格を求めるのか、そういったものが問えれば面白いかと思いました。

○石黒委員

これはある種、広報・ウェブサイトの担当者の意識を聞くということなんですが、実態の調査は並行してされるのでしょうか。例えば、実際に作った文章を見れば分かるじゃないかと思われることもありますし、またよく、本人はその意識で書いているんだけど、実態はそうではないということもしばしば見受けられるので、その実態をどうされるのかなということを伺いたいと思います。

あと、さっきから議論になっている公用文かどうかという問題と、こういうウェブとか広報の担当者、一般の方を相手にされている方が分かりやすく伝えるようにしているかというのは、ちょっと次元が違ってきます。つまり公用文としてどのように扱っていますかということは、別にこの広報・ウェブサイト等担当者だけに聞かなくてもいいことで、広報・ウェブサイト担当者等に聞いて意味があるのは、やっぱり分かりやすく伝えるということだと思えます。

このアンケートを読んでいくと、公用文の定義がちょっと分からなくなっていて、問4ぐらいで、あっ、公用文ってこういうものが想定されているのかと。問5のところその意図が少しずつ見えてくるという格好になっています。もし分かりやすく伝えるということに主眼があるのであれば、公用文かどうかを聞く相手はもっと広げて、もっと少ない問題数でいろんな人に聞いてもいいのかなと思います。せっかく広報・ウェブサイト等担当者に聞くのであれば、やはり使い分けの意識について聞きたいという気がしました。

○入部委員

問2なんですが、やっぱり分かりやすさを聞くというのがとても難しいかと思えます。例えばですが、問2で、80%の人が「分かりやすいと思う」と答えてしまうと、それじゃ、もう「公用文作成の要領」をいじらなくていいんじゃないかということになってしまいます。ここで「分かりにくいと思う」と答えてもらわないと、用語用字であるとか、公用文についての工夫の必要性が生まれてきません。例えば例文を出して、これが分かりやすいか分かりにくいかといったような、具体的な提示をするわけにはいかないんでしょうか。

ここをやっぱり「分かりにくい」と答えさせないと、いろいろ^{そんたく}付度して、「分かりやすいと思う」と答えられてしまうと、先に進めないという危惧があります。その工夫として、何か例文を載せるというわけにはいかないでしょうか。1センテンスが長くて難しい言葉がいっぱい含まれていて、何が述語かよく分からないような4、5行のものを。

○石黒委員

今の入部委員の御発言に関連してなんですが、一般の方にも聞くのはどうでしょうか。つまり、同じ文章があったとして、広報・ウェブサイト等担当者でない人と、担当している人と、一般の方、若い方と年配の方と中堅層の方とかいろいろ聞いてみて、同じ文章を見せられたときに、どのぐらい分かりやすさの感度の差があるのか。あるいは余り負荷は増やせませんが、国家公務員の方であればすぐ読めてしまうような文章と、一般の方はこういう方が易しいというものを、例えば五つぐらい、同じぐらいの長さの文章を示しておいて、それを分かりやすい順に順番を付けてみるなどすると、より明確になるかと。

つまり、もしこの目的が、公用文をいろいろ考えていく必要があるんだということを使うとすると、いろんな絡みもあるんでしょうけれども、もう少し対象者を増やせたらいいなと思いました。

○福田委員

例えば問5なんですが、一つの質問で二つの内容を聞くと回答しづらい。例えばこの場合、広報誌は公用文の一部であると考えているけれども、SNSは、ツイッター

は全然そんなことないと思っている人がいた場合に、回答ができない。

やはり問いの数は増えますが、ここで議論したいのが、ウェブ版も含む広報誌とSNSなんだということが明確であれば、分けて聞いていった方が議論はしやすくなるんじゃないかと思います。ほかのところでも似たような問いになっていますので、御検討のほどお願いします。

○塩田委員

まず、全体的にちょっと設問数が多過ぎるという印象を持っております。私たちも、一般の方々を対象に調査をやるときに、同質の質問であっても多くなってくると、どうしてもいいかげんに答えてしまうということがあると思います。今回のものは、業務として答えるということはあるけれども、やはりその数値が分かって、それをどう活用するかということが明白でないものについては、二次的な位置付けでいいんじゃないかと思います。

今回一番聞きたいことは恐らく、公用文と公用文でないものをそれぞれがどう考えているかということ、公用文については規定どおり書くということ—これは揺るがないわけですね—この規定についてどうするかということ。規定に関して今回いじる余地があるのは主に句読点についてだと思うんです。漢字の扱いを変えることは、例外的なものを除いて多分ないと思うんです。公用文か公用文でないかを具体的にどう考えているか、ウェブサイトをどう考えているかということが一つでしょう。

では、公用文でないと考えたものの表記を日常的にどうしているか、今後どうした方がいいかというところが一番重要なのだと思います。これを最初の方に聞いていて、各自が考える非公用文の表記をどうして、今後どうしたらいいか、手引があった方がいいのかとか、その運用はどうしたらいいのかということが一番大事だと思います。分かりやすいと思っているかどうかは、今回の調査については二次的なものなのではないかと思います。いたずらにそれで設問数を増やさない方がいいと思っています。

○福田委員

確認なんですけど、府省庁で働いている方は、これが公用文であるという範囲、この会議では堅い公用文という言い方をしていると思うんですが、その範囲は揺るがないというか、もう皆さん知っていらっしゃると考えていいのでしょうか。それとも、そこから怪しいということもあるのか、…怪しいという言い方も変ですけども、どこまでが公用文なのかということについては、共通した認識があると言えるのでしょうか。

○武田国語調査官

軽々にはお答えできませんが、例えば法令、法律であるとか、そういったものについてはちゃんと書き方が決まっているという認識は、恐らく皆さんにあると思います。また公用文の表記が、例えば常用漢字を使って書くとか、そういうことも分かっているのではないかと。しかし、どこに線を引くかということについては、かなりばらばらではないかと思います。

○福田委員

法令は絶対入っているとして、省庁間の通知はちょっと怪しいのか、それも入っているのか。

○武田国語調査官

その辺りは本当に調査をしてみないと分かりません。

○福田委員

そうしますと句読点の問題等は、堅い公用文に関しても切り込んでいく話題で、さらに、省庁間の通知というその線引きを、この調査ではつきりさせて、かつ一般の人を相手にしているような広報みたいなものも、どう考えているかを明らかにしたいということですか。

○武田国語調査官

そうです。

○福田委員

その広報の人が、今現在の公用文のルールに従っているかどうかとも知りたいわけですね。

○武田国語調査官

そうです。

○関根委員

今の議論でもいろいろ出てきたように、公用文に対する認識の違いがもしあるとすれば、それぞれの認識で答えると、ずれていく可能性があります。そうすると、我々が仮に公用文の分類みたいなものを中間報告で出しましたよね、まずあれを上げてしまってもいいんじゃないかと思えます。まずこのように捉えると示し、その中で答えてもらうみたいにするればいいのではないかと。

それから、例えば問2の分かりやすさみたいなものも、問1からの流れで言うと、問1は主に表記の問題です。仮名遣いと常用漢字。そうすると表記について答えるんじゃないかと思うし、でもある人にとってはもっと分かりやすさというのは、例えば文章の問題とか、そういうレベルで答えるかもしれない。

先ほどそんなに数が多くならない可能性があるとおっしゃったので、そうであれば、設問数全体を減らして、その代わりに具体的に書いてもらうような、そういうやり方はできないでしょうか。例えば、具体的にどういうところが分かりにくいのか、分かりやすいのかとか、それぞれに関して具体的に書いていってもらえると、今後の議論の参考になるんじゃないかと思うんです。それこそ問2で「分かりやすいと思う」と答えられてしまうと、全くそれから進まないということにもなりますから。

○山田委員

公用文をどう作っているかということを知りたいですね。例えば問4の中に、白書ですとか事業等の実施要領とか、いろんなものが入っています。このうち、中には公用文として、今決まっている決まりで書いていくもの、それから、募集記事などはそうではないかと思うんですが、その辺がたくさん混ざり合っていて、何となく分かりにくい気がします。

○森山副主査

記述式のものも入れていいのかなと思います。例えば困ったこととか…。

それと、役所内の公用文と、例えば広報文みたいな名前と、こちら側でカテゴリーを分けてしまうのもありじゃないかと思います。その広報文で、問4であります。例えばSNSは均質なものなんでしょうか。SNSでも内容によって分かれるのか、そこら辺よく分からないんですが、そういうのも含めて、広報文の幾つかの類みたいな形でやるといいのかなと思います。

それと、せっかくでするので箇条書きとか、用語だけではなく、体裁に関すること、コロンなどを使うか、アイウエオとか①、②など箇条書きの書き方なんていうのも、やはり共有できればいいかなとも思います。

○福田委員

これはウェブサイトでアンケート調査するんですよね。

○武田国語調査官

恐らく、紙に印刷したものでやると思います。

○福田委員

今、割と簡単にウェブ上で作れて、記述もキーボード上でできるし、集計も簡単なので、そちらの方もお考えになるといいかと思います。紙でやるよりもお金がたくさん掛かるようなものでもないと思います。

そのときに、選択肢が難しいと、すごくやりづらいんです。ウェブ式だけではなく、普通の質問紙でもそうだと思うんですが、2行ぐらいになるような選択肢というのは、考え直した方がいいのではないかと思います。

○田中（牧）委員

今、主にどちらかという前半の方の議論が進んでいたと思うんですが、後半の方は、具体的などういうことに気を付けているかを聞く内容となっていて、これはやっぱり聞くべきだと思います。何のための調査かがよく分からなかったのが、例えば最後の方、4ページから後の用語用字から始まるところが、かなり具体的なことを聞いていて、やっと分かります。句読点のこと、漢字で書く、仮名で書く。問11、問13、問14などはかなり具体的で、問15の外来語、片仮名語についても具体的です。

それ以外、例えば問12は一般から求められた経験があるかないか、そういうことでこれはこれで大事なことだと思います。ただ、そのことは単独の質問で、具体的にどういう指摘があったかということがないので、できれば、もしこれを聞くならば、例えばどんな要望が来ているのかも聞いた方がいいと思います。

問16から後のところは、いろんなものが混じっていて、問16は、具体的に専門用語とかいうことがあったりするから、むしろ問15の語彙の話であるのかと思うんです。ただ、説明の仕方ということだから、これは難しいことをどう説明するか、説明のときに何に気を付けているかということのような気もします。上の方の片仮名語に説明を付ける話と、専門用語に説明を付ける話は共通なんです。ところが16と15は一部混じっているような気がします。

問17と問18は選択肢が同じなので、多分対応していて、何が難しいかということと何に注意するか、これは対応していていいと思います。

問19は、媒体に注意しているかということなんです。SNSにもいろいろあるということも含めて、実際媒体はいろいろあります。その何について着眼して答える

かということが、もし聞くなれば知りたいところです。そういう設問も入れるべきかと思えます。ただ、何が重要かはよく整理しないと、全部は多分聞けないと思えます。もし媒体のことを聞くのであれば、最近出てきたSNSをどう考えているかということの特に聞きたいのであれば、そこに絞って聞くなどいかがでしょうか。そして媒体のことを言うと、媒体よりも誰を想定して書いているのかということの方が重要な気がします。例えば国民一般なのか、それとも何かその文書について相手が想定されるような文章の場合なのかとか、その文章がどれぐらいその当事者にとって重要なのかとか、そういったことなどを聞くべきかとも思えます。媒体ということをあえてここで聞くことの意図がはっきりしないと、どのようにしていいかも分かりにくいかと思えました。

いろいろなことを申しましたが、特に後半は具体的なことを聞くだけに、少し目的を整理してから議論した方がいいかと思えました。

○関根委員

私もその後半の方で、問 17、問 18 辺りについて、いろんな要素が混じっているというか、行空けや段落変えのように、客観的にできているかどうか分かるものと、「相手や目的にふさわしい表現を使う」のように、自分はそのつもりでもそうならないという場合もあると思えます。意識の高い人は全部付けるとか、自己評価が高い人はむしろ、ああ、これは全部難しいなと思って付けないとか、そうってしまうので、正にこういうところこそ、「どのようなことに注意していますか。あなたがやっていることを具体的に記述してください」など、記述式のやり方の方が有益かと思えます。

○塩田委員

先ほど森山副主査から御指摘のあった自由記述欄、これはアンケートなので是非あった方がいいと思えます。世論調査と違って自由記述ができるのが強みなので、何らかの形であった方がいいと思えます。

あと、これは多分余計な考えだと思うんですが、恐らくこれを紙でなされるのであれば紙でやるときに、何か依頼状なり頭書きなり付くと思うんですが、そこで「純粹に国語分科会での検討に資するためのみに使うので、正直にお答えください」とあった方がよいかと。

要するに具体的に言うと、もしかして上司が見るんじゃないかと思って、常用漢字表をよく知っているところに丸をしたり、気を付けているところにいっぱい付れたりとか、そういうことはしないでくださいというのが何となく分かるような形で頭書きが付いていたらと思えます。

○関根委員

記名式ですか。

○福田委員

記名式じゃないんじゃないですか。

○武田国語調査官

その辺りも今後御相談したいと思うんですが、各府省にお願いするので、ある意味ちゃんと手順を踏んでやるわけです。それでどの省庁にお願いしたというのが分かる

形で戻ってきますので、そういう意味では記名というか、記名していないとしても、どこで作ったものである、回答してくれたものだという事は分かります。

○関根委員

個人名は書くのか。

○塩田委員

上司がチェックしていらっしゃる。

○鈴木国語調査官

前に省庁の部署担当に調査をしたときは、何か確認したいときの連絡先は書いていただいています。大体部署は分かりますが、その中のどなたに聞けばいいかというのを書いておいてもらわないと、こちらから質問等できないので、そのようにしていました。

あと、当時の調査で多くあった問合せは、どの次元で書けばいいかということでした。つまり、公用文を作る部署の共通のものとして、少なくとも室長や係長など上の人に確認を取ったもので回答しなきゃいけないのか、それとも現場の担当者個人のレベルでいいのかということは聞かれました。基本的には担当者でとお願いしましたが、かなりのところは上まで上がっているものだと思います。

○塩田委員

そこはやっぱり現場レベルでと明記が欲しいところです。公的な考えは、知っておく必要はあるかもしれませんが、それは想像が付くというか。

○鈴木国語調査官

あと、自由記述的な部分である「その他」は、余り回答してもらえませんでした。特に、国会会期中だったりすると、なかなかそういうところまでやってもらえないというのもあります。前も同じような時期に調査をしていますので。

○石黒委員

配布資料4というものがありますが、先ほど塩田委員が、句読点が第一だということをおっしゃって、そうだと思います。もう一つはやっぱり、用語用字をどこまで書き込むかというか、例示をどこまで出すかということもあります。

特に、もし今回、公用文の範囲をより広げて一般の方へ向けたものにすると、先ほど田中（牧）委員が、誰に向けたのかが重要じゃないかとおっしゃっていましたが、私もそう思います。誰にとか、どんな媒体でとかいうことで、どう選んでいるかは知りたい気がするので、そういうのもあるといいかと思います。

つまり、「公用文作成の要領」とかではなく、むしろチェックをするものというイメージです。作成しているときは何も考えないで作っていると思うんです。そのときまで一々いろんなことを考えていたら内容がまとまりませんから。書き終わった段階で、これはどのレベルの公用文に当たるから、相手はこういう相手で、こういう媒体に載せるから、これぐらいの用語用字の選択、文体の選択でいこうみたいなことが、最終的にもしできるのであれば、今までと違ったものができるかと思います。

読み手に伝えるための工夫というのは、これからやっぱりこういう文章的なレベルの話も盛り込んで、この中で支持が多いものについて、この国語課題小委員会で取り

上げていこうというのはすごくよく分かるので、それもすばらしいと思います。ただ、やはり用語用字のことがもう少し具体的に分かるとうれしいなと思います。今回のところに盛り込むと、盛り込み過ぎかもしれないので、次回でもいいと思うんですが、御検討いただけたらと思います。

○田中（牧）委員

最初に聞き忘れたかもしれませんが、これを今、この2月、3月にやるのはどうしてですか。例えば最初に石黒委員がおっしゃったように、実態の調査ももしするとすれば、先に実態の調査をして、ある程度この辺が問題だという用語用字が分かれば、それを質問に入れて具体的に聞けるので、その方が望ましいように思います。ただこの国語課題小委員会での議論の都合上、早くこれが必要なので、2月、3月ということになっているんでしょうか。

○武田国語調査官

単純に、この期が終わるのが2月で、次の期が始まるのは4月の終わりぐらいになりますので、ちょうどその間が使えたらいいかと思った次第です。時期は必ずしもこだわっておりませんので、できるだけ都合のいい時期にということ調整したいと思います。

○福田委員

問題数を少なくするという方向であれば、5ページ以降の「読み手に伝えるための工夫について」というのも、がさっと取っていいのかと思いました。その理由は、前にまとめました、「分かり合うための言語コミュニケーション」という内容とちょっと似ているからです。それについて今回の調査で知りたいというところもあるんですが、「分かり合うための言語コミュニケーション」で4要素やりましょうねという報告を出しているわけなので、もうこれは、工夫について、やるべきだという前提で議論をしていってもいいような話なのかと思います。そこで調査をわざわざするとしても、問題数のことがあるのであれば、しなくてもいいのかなと。

○塩田委員

こういうことこそやはり自由記述で聞くべきで、「フォントと選択を工夫する」、そうだよね。「…を工夫する」、そうだよねと。こう提示されると多分そう思います。これは主体的に、各自がどう答えるかというのを見るべき問題だと思います。

○沖森主査

この調査の時期も含め、まだ練るところはたくさんあるかと思いますが、本日頂戴した御意見を改めて事務局の方で整理していただいて、今後対処していきたいと思っています。

各府省庁を対象とするものに限らず、今回の報告書のための各種調査について御希望があれば、伺っていただきたいと思います。既にもう個人的に事務局に御連絡くださっている方もいらっしゃると思いますが、この場で御提案があれば、是非とも伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。すぐに思い付かなくても、今後思い付いたときに改めて御連絡いただいても結構ですので、よろしく願います。本日頂戴した御意見を参考にして、アンケート調査につきましては、主査打合せ会でも内容を整理し直し、今後の検討に資するように詰めていきたいと思っています。

では、配布資料4「「公用文作成の要領」を改める場合の例（たたき台）」に入りたいと思います。これに基づいて具体的に意見交換をお願いしたいと思います。「公用文作成の要領」は、昭和26年に国語審議会が内閣総理大臣と文部大臣に宛てて建議し、翌昭和27年に内閣官房長官依命通知の別冊となりました「公用文作成の要領」について、既にもう70年以上の歳月を経た現在において、実情に合わせて修正するとしたらどのような内容になるか、これは飽くまでも試験的ではありますが、考えてみたものです。

これまでの議論では、法令や発出番号を付すような典型的な公用文の在り方よりは、政府が一般の人々に向けて直接情報発信を行うような場合を検討対象の中心に置いて、読み手にしっかりと伝わる公用文を考えてみようではないかということになっております。ただ、そのためには、法令や典型的な公用文の作成についても現状のルールを整理し直して、公用文作成の原則として改めて踏まえておく必要があるのではないかと考えております。

仮に、広く一般の人々に向けて情報を発信するような場合について、従来の公用文の書き表し方に関する原則から、はみ出す部分についてまで検討していくということになるのであれば、前提として、この原則の部分をしっかり固めておくことが大切ではないかとも思われます。

そこで、「公用文作成の要領」のうち、機械的に修正できる部分が少なくないと見られます用語用字の部分について、なるべく元の記述を生かしながら試みとして整理してみたのが、この配布資料4です。これは事務局の方で作成し、主査打合せ会の委員からの意見を反映したものです。では、配布資料4の内容と趣旨、そして第1の「1 用語について」の部分、すなわち1ページから2ページの下段まで、事務局からまず説明をお願いします。

○武田国語調査官

配布資料4を御覧ください。まず、こういったまとまった形で出てきますと、これがまるで最終形のひな形のように見えてしまうかもしれませんが、全くそういうものではありません。成果物に直結するものではないということでお考えいただきたいと思います。このとおりの成果物を出すということではなくて、現状をきちんと整理するために、今あるものを最低限直すとする、このような形になるかもしれないということで、元の要領をできるだけ生かしていくという考え方で作成したものです。

この「公用文作成の要領」は、第1、第2、第3で構成されていますが、「第1 用語用字について」に関しては、もうかなり機械的に考えられる部分もあります。一方で、第2には文体、第3には書き方というところがありますが、こちらはより深い議論が必要になるものと思われれます。今日は第1のところだけを配布資料4として示して、第2、第3は落としております。それから、御覧いただきますと、修正したところが分かるようになっておりますが、注という部分については非常に煩雑になってまいりますので、見せ消しの形にはしておりません。直したところは赤にしています。

ではまず「第1 用語用字について」の「1 用語について」を御覧ください。用語については、この1から、元々は7まで項目があります。これを今見ていきますと、果たしてこの1から7まで全て必要なかどうかということが、一つは御議論いただくところになるのかと思います。

例えば今回試みに、「2 使い方の古い言葉を使わず、日常使い慣れている言葉を用いる」というのを、1の方に統合して、1で「特殊な言葉、堅苦しい言葉、使い方の古い言葉を用いることをやめて、日常一般に使われている易しい言葉を用いる」と

いうことでまとめてみました。

ここで線が引いてあるところは、「国語に関する世論調査」で多くの方が、公用文で使ってもいいじゃないかとお答えになっていたり、あるいは既にもう常用漢字表に新たに入っていて、使うことが公用文上問題なくなったりしているようなものです。そういった部分は消す方向で考えました。その代わりに別に入れられる言葉があれば、気が付く範囲で、例として入れております。

「1 用語について」の1を御覧いただきますと、ここにはかつてあったものと、そしてそれを消したもの、下のところに赤い字で「^し斯界→この方面」から始まる場所ですが、特殊な言葉や堅苦しい言葉、使い方の古い言葉をどう直したらいいかということが一つの例として挙がっています。

2 ページ目の3, 4, 5のところ、ここは新たな語例を挙げていませんが、整理してみると、今問題になるようなことがどれぐらいあるかなとも思われました。もしかしたらこの辺りも1の方で一緒に考えてもいいような内容になっているのかもしれませんが。あるいはここでは同音異義語の話が出てきておりますが、ワープロでの誤変換についての注意喚起など、そういったことに置き換えていくということが考えられるかとも思われます。

また、7も「同じ内容のものを違った言葉で言い表すことのないように統一する」とありますが、現在公用文を作成するときにかつてのことと言われることは、それほど多くはありません。今後必要な内容であるかなど、御検討いただければと思います。

○沖森主査

直接的な質問があればお願いいたします。（→ 挙手なし。）

では、意見交換に移りたいと思います。この資料は、元の「公用文作成の要領」をなるべく生かすように直してありますが、このままでいいのか、あるいはもっと使いやすい形に改めた方がいいのかなど、自由に御意見を頂きたいと思います。また、現在ではこのルールを示した後に、「例えば」という形で、具体例が示される形になっておりますが、ルールとその具体例をどのように示すかといった点についてもお考えいただけると幸いです。もちろんこの配布資料4は飽くまでも試しに作成したものでありますので、このような形式に縛られることなく、自由に様々な観点から御意見を下さるようお願いいたします。

○関根委員

やはり構成は全体的に組み直した方がいいんじゃないかと思います。そもそもその「用語用字」という言い方が分かりにくいと思います。自分もずっと用語用字の仕事をしてきましたが、改めて「用字」って何だろうと聞かれると何なんですかね。だから「用字」というのは、言わばここで言う表記なのか、「用語」がいわゆる語彙になるのか。だから、そういうものは一般的な言い方にした方がいいと思います。

それから例えば、用語についての1のところは、常用漢字に関わるものについては、この用字についての2の方で一緒にまとめた方がいいし、常用漢字であっても分かりにくいもの、例えば用語についての中の聞いて分かりにくい言葉とか、そういうものもまとめられると思います。あるいはその中で分かりにくい外来語なんかもまとめられるだろうし、つまりなぜ分かりにくいかということと、どうしたらいいかということとをうまく分類して組み合わせられると、最初の方の議論にあった、決して網羅的に

やるものではないという話がありましたから、ある程度典型例から応用が利くものとして並べられないかと思えます。

まず今省略したように、第2、第3の文体とかそれに関するものを、第1に文章の基本みたいな形で、そんなに長々と書く必要はないと思うんですが、「分かり合うための言語コミュニケーション」の成果をうまく利用して、簡潔、明快にするとか、そういうのをまず置く。次に、ここで言う「用字」ですか、表記として、漢字は常用漢字を原則とする、平仮名を用いるべき語、片仮名は外来語の表記の表にあるものを用いるとか、そういう原則を置く。そこで記号類、句読点や符号や括弧の使い方、数字の使い方なんかもここに出てきていいんじゃないかと思えます。漢数字と算用数字の使い分けとか、ここで常用漢字の原則を言うんだったら、例えば字体とか、簡体字の扱いをどうするかとか、そういう表記に関してまとめる。第3に、ここで言う「用語」ということで、分かりやすく伝えるための言葉、語彙、表現みたいな形で、常用漢字にない字を含む、語の言い換えや書換えとか、常用漢字にあっても分かりにくい文語的な表現、漢語とか専門用語とか、そういうものについてまとめる。ここに分かりにくい外来語の処理や仮名遣い。送り仮名はこっちな、それとも第2かな。その辺は議論していく必要があると思えますが、そのように組み替える必要があるんじゃないかと。

そうするとこれが、内容はとても前から申し上げているように、かなり今でも忘れてはいけないことがたくさんあるので、うまく構成を変えることによって、今の時代にふさわしい、使いやすいものになるんじゃないかと思えます。

○塩田委員

私も、章を統合なり整理なりしていった方がいいと思いました。少なくとも、今取り上げた用語について言うと、3と4などこの辺は、もう分類のための分類になってしまっていて、分かれていても余りメリットがないので、現状であってももうこれは統合してもかまわないものに当たると思えます。

あと、5については、こういう観点は重要だと思いますが、それに加えてこの説明だと、例えばこのコーポレートの「協調」とエンファシスの「強調」って、これは意味が二様に取りれるんじゃないかと別々の語なわけで、説明の仕方がこうじゃないだろうと思えます。

あとは7、これもこういう観点は必要だと思いますが、現状では、もしこういうことをしていないのであれば、もう要らないかもしれません。しているんだったら何かしら必要。例えば総理大臣と首相の違いとか、そういうものをやっているのかどうか、やっているんだったら書いた方がいいと思えます。

あと、用語と用字の観点の違いはなかなか難しく、例えば常用漢字表への有り無しだけをもって用語は語れないところもあります。その言葉が常用漢字表にない場合は、それを仮名に開く場合、ルビにする場合、別語に言い換える場合、当然三つあります。常用漢字表にあっても、仮名で書くってことはないと思うんですが、別語に言い換えるというものはあるんです。だからここはどうなのかな、分けて考えた方がいいのかどうか、個人的にはまだよく分かりません。

○田中（牧）委員

今、塩田委員がおっしゃったことはそのとおりだと思います。例えば1ページの塩田委員が最後におっしゃった、常用漢字にないからやめるのか、それともその言葉自体が問題があるから使わないのかということについては、区別するというか、観点を

分けて、なぜその言葉を別の言葉に言い換えた方がいいかということ、その一つ一つについて根拠をきちんと示すような、全部網羅的に書く必要はないですが、そういう考え方が分かるような提案にした方がいいと思います。

例えば1ページの「1」のところにある例だと、「懇請する」は「お願いする」、これは常用漢字にありますが、その2行下の「誤謬」^{びゅう}、「斟酌」^{しん}、「反駁」^{ぼく}などは常用漢字表にないから×が付いています。仮に常用漢字表にあっても、言葉自体が堅いので、別の言葉で言い表せるから、漢字がないからやめた方がいいのではない。語彙として問題があるからもっと分かりやすい語彙にした方がいいということで、ここに挙がっていると思うんです。

そして、用字の5ページにある「改竄」^{ざん}、「牽引」^{けん}、「招聘」^{へい}などは、もし「改竄」、「牽引」、「招聘」を使う場合は、常用漢字表にないから仮名にしましょうとなります。では、仮名にすれば使ってもいいのかということですが、確かに「改竄」は、「改竄」というかなりきつい言葉でないと表せない語彙だから、やっぱりこれは使うべきだということになるかもしれません。ただ「牽引」だったら、場面によっては「引く」とか「引っ張る」とか、そういった言葉で十分言い換えられるところもあると思います。それは常用漢字にないからこの語は要注意だということではないと思います。

語のリストだけ挙げると、そこは個々の語の問題に実際に書く人が直面したときに、なぜこの言葉が問題なのか分からなくなるので、そこをはっきり区別して整理することが必要じゃないかと思います。

○やすみ委員

「公用文作成の要領」と3行ほどでまとめて書いていらっしゃるんですが、「感じの良く意味の取りやすいもの」とありますが、それを表しているのかもしれないんですが、読んでくれる人の例えば表情とか、受け取る感覚も思い浮かべながら書いてみてはどうですかというようなことを、ここももう少し優しい感じで投げ掛けてみるのはいかがでしょうか。書き手にリラックス感を与えるというか、ああ、なるほどいろいろ取り入れてみたいなという気持ちになるんじゃないかと思いました。したがって、公文書もコミュニケーションツールの一つですよということをお伝えするのもいいのではないかと感じました。

○石黒委員

今のところに関連して、感じの良さと言うと、「分かり合うための言語コミュニケーション」で、塩田委員がおっしゃっていたことを思い出しますが、ここではどんな柱を立てるかということが大事かと思います。「感じの良さ」と「意味の取りやすさ」と「執務能率の増進」と書いてあります。

ただ実際用語のところに入ると、分かりやすさだけが前面に出てしまっている感じがあります。それはこの時代性もあるでしょうし、決して悪いことではないと思いますが、分かりやすさだけで決めていいんだったら、日常的な言葉で公用文を作成すればいいわけですが。しかし決してそうではない部分があって、ですからやはり日常的な分かりやすさと、法令文で使われるような厳密さ、限定性みたいなものが、やっぱり常に拮抗^{きつ}しているようなところがあると思います。

そうしたところをどのように柱として立てるのか。また柱として立てた場合、その

軸を参考にするとき、どういう実態、例えば実際に一般の書き言葉の中で使われている言語コーパスみたいなものを反映させるのか、法令文の場合はその軸としてどういうものを支えるのかということが、やっぱり重要なのかと思います。

と同時に、感じの良さというところがあって、いろんな語感みたいところで、昨今問題になっているような、人の心を傷つけたりするような部分がつい出てしまったりするところもあると思います。その辺りもどんなふうに入れるのか。

また執務能率はビジネスっぽいですが、これをどうするのか。割とビジネスの場合は、正確さを犠牲にしても分かりやすく、しかもスピード感のある表現を使う。例えば「NG」とかいった形で、アルファベットを並べて書いてみたりとか。ここでは時代的にも扱われにくいでしょうけれども、今だと外来語をどうするか、用語については、それは結構問題になるところだと思います。この辺りの前書きをどのようにすれば軸ができるのかということをおもいました。

○関根委員

具体的なことですが、「1 用語について」の7で挙げた、例えば「口頭弁論」と「公判」って違いますね。かつてでも違っていたと思うんですが、これは法令は別と言っているながら、ここでは一般的にはこのようにしてもいいというニュアンスだったのか、分かりません。

使い分けるべきものと、「同じ内容のものを違った言葉で言い表すことのないように統一する」というのは結構大事な観点かと思っています。例えば異表記みたいな、「修れん」の「れん」を糸偏で書くのと、金偏で書くのと、これは同音になってしましますが、そういうものが混在していると、意味の違いがないのに表現が違うというのはやはり分かりにくい。これは同じ読みですが、多分違う読みでもあると思うんです。だからこういう観点は結構大事なところがあるので、整理して残したいと思っています。

○塩田委員

これはやはり必要なのかどうかから議論した方がいいと思います。用字のレベルと用語のレベルで、用語のレベルで言うと、例えば氷点下と零下とか、これは混在していたらやっぱりおかしいです。用字のレベルで言うと、例えば「環ごう集落」の「ごう」は「さんずい」（濠）なのか「つちへん」（壕）なのか、あるいは使い分けるのかなど、こういう観点が要るのかどうか。私は要ると思っていますが、議論が必要だと思います。

○沖森主査

今、用字の方にも少し御発言がありましたので、ここで続けまして、「2 用字について」の部分、2ページの下段の方から8ページまでの内容と趣旨について、事務局から説明をお願いします。

○武田国語調査官

この部分は、現状が昭和26年の「公用文作成の要領」の考え方と、随分変わってきているという面があります。実情に合わせて直した形でお示ししてありますので、一つ一つ御覧いただければよろしいかと思っています。

特に御注意いただきたいところとしては、7ページにリストがずらっと並んでいるところです。公用文においては複合の語、例えば「預り金」とか「言渡し」などの語

を複合の語と言うわけですが、それについては小学校で習うような送り仮名の付け方とは違う形を使うわけですが。実際に「公用文における漢字使用等について」（平成 22 年内閣訓令第 1 号）の中には、資料に示したようなリストが挙がっています。この範囲についてはこう書きますというルールがあるわけですが。そういったものをここでは思い切って引用してみました。

このように、この配布資料 4 に関しては、それこそ従来の法令や公用文の書き方をどうするかということをもとめたもの、整理したものになります。そういった観点から御覧いただきたいんですが、8 ページを御覧ください。ここにある 4 は、今回、これまでの議論を受けて、これまでに国が示してきてはいないことを、試しに整理して書いてみたものです。公用文に関してははっきりとした書き方というものが、揺れの起こらないように決まっているわけですが。この 4 のところでは、「広く一般の読者を対象として作成する文書等における用語用字については、1～3 を原則としつつも、次の点に留意する」ということで、常用漢字表によって漢字を使うけれども、必要に応じて常用漢字表にあっても仮名書きをしたりすることが必要になる場合があることを書いたところですが。

また、(2) では、今度は漢字ではなくて送り仮名の問題、つまり 7 ページで先ほど見ていただいたようなリストがあるわけですが、これは例えば小学生に「いいわたし」と書いてと言ったら、恐らく「言渡し」とは書かないで、「言い渡し」と書くはずですが。そういった一般の表記と公用文との表記が乖離^{かい}している部分があります。そういったものについて、場合によっては、一般の方の送り仮名の付け方に寄せるような場合があることをうたうことも考え得るのではないかという、一つの試みとして入れてあります。これは、これまでの議論を反映するという意味合いで入れておりますので、この辺りについても是非今後、どのように話を進めていくか、御意見を頂きたいと思っております。

○沖森主査

では、質問等も含めまして御意見、御感想等を頂きたいと思えます。

○福田委員

この 7 ページ目の複合語の問題ですが、この「公用文における漢字使用等について」という平成 22 年の定めは、この会議では改定する対象ではないんですか。それとも考えてもいいところなのではないでしょうか。というのは、8 ページ目の 4 番、正に我々がこれをやりたいと思っているところだと思えるんですが、最初の要領の執務能率の増進なんて考えた場合に、この場合にはこっちを使いなさい、「申出」の場合は「し」は入れませんなんていうのは、甚だ効率が悪いことになってしまいます。7 ページの方も、こう変えたらというようなことは言えないんですか。

○武田国語調査官

国語分科会としてそういった考え方を示すということは、できるかもしれませんが。ただ、この「公用文における漢字使用等について」は、常用漢字表が平成 22 年に改定されたときにできたもので、内閣訓令になっています。その辺りについて、ちょっと複雑な話をします。

これは、平成 22 年より以前は事務次官等会議の申合せというものでした。つまり各省庁の事務次官等が集まる会議で申し合わせて決めた、そういうものだったんで

す。昭和 56 年までの常用漢字表は、内閣告示であり、かつ、内閣訓令でした。それと別に事務次官等会議の申合せとして「公用文における漢字使用等について」という取決めがあったわけです。ところが平成 22 年の改定のちょうどその時期、事務次官等会議の申合せというものを作るのが難しい状況があり、代わりに内閣訓令と内閣告示を切り離しました。したがって、現在の常用漢字表本体は、内閣告示ではありますが、訓令にはなっていないんです。ほかの現代仮名遣いや、送り仮名の付け方などは内閣訓令かつ内閣告示なんです。現在の常用漢字表は内閣告示になっているだけで、訓令は別に、この「公用文における漢字使用等について」として定められています。

これは、かつての事務次官等会議の申合せが基になっています。常用漢字表を作ったのは文化審議会でしたが、この訓令に関しては、事務的に作られている。つまり審議会で検討を経てできたものではなくて、政府の中で作られているものです。したがって、国語分科会でこれ自体を改定するということは考えにくいと思います。送り仮名の付け方についてもっとシンプルにしていけないかという御提案を頂くということは、もちろんあり得ると思いますが、訓令自体の改定をここで話し合っただくことはないかなというものです。

○塩田委員

8 ページの 4 以降はすごく画期的なところだと思います。本当に新しいことだと思います。ここで更に分かりやすく進めていった方がいいのではないかと思います。具体的には、例えばこの 8 ページのところ、要するに純粋な公用文でないものについての常用漢字表にない表外字を使うときの対処法として、例えば「絆」を例にすると、仮名で開く、ルビで開く、パーレンを付けると、この三つの方法が挙がっています。「活かす」についてはそれ以外に、別表記をするという、より上位の一般的な表記をするという方法が書いてあって、ここについては別語に言い換えるというのはここには挙がってません。

それに対して公用文の方で言うと、6 ページの 4 のところ。これはまず別語の言い換えの対処法です。5 のところはルビとパーレンです。仮名に開く方法はここには書いていないわけで、この辺の関係がもっと分かりやすくなるようにした方がいいと思います。公用文ではこう対処する、それ以外のものはこういう方法があるということ、それと私たちも苦勞するのが、上ルビなのか、パーレンルビなのか、開くのか、一体どういう基準でこの三つを使い分けたいんだということ。これはまず別語の言い換えの対処法です。5 のところはルビとパーレンです。仮名に開く方法はここには書いていないわけで、この辺の関係がもっと分かりやすくなるようにした方がいいと思います。公用文ではこう対処する、それ以外のものはこういう方法があるということ、それと私たちも苦勞するのが、上ルビなのか、パーレンルビなのか、開くのか、一体どういう基準でこの三つを使い分けたいんだということ。これはまず別語の言い換

それについていろんな方法があると提示する方法と、あとは例示で、こういうものはルビにする、こういうものはパーレンで、というのがあろうと思うんですが、個人的には、その語がどの程度音声としてなじんでいるか、また、その漢字表記がどれだけ理解に役立つかというものが、観点としては必要になってくると思います。それを漢字で書いたところで理解に資することがないと思われれば、それは仮名で書く、あるいは別語に言い換えるが適当でしょうし、漢字を添えた方が分かりやすいんだったら、パーレンか上ルビという観点があろうかと思っています。

あと、送り仮名について、7 ページのところにはずらっとあるもので、私たちも困るのが「書換え」です。「書換え」は「き」がないわけです。それに対して「言い換え」はここに挙がっていないです。となってくると 6 ページのように、5 のところの「書換え・言い換え」が、すごく僕にとっては奇妙な感じのする送り仮名になっているんですが、どうしようもないものなのかなと思っております。

○関根委員

内閣訓令だから、我々が直接タッチできないというのは分かったんですが、例えば文化審議会国語分科会として、一般の送り仮名に準じるのは難しいみたいなことを出して、それを受けて政府の方でこれを改定してもらう、そういう道筋というのはあり得るわけですか。

○武田国語調査官

簡単にはお返事できません。ただ、何が問題になるかという、よくこの話に戻りますが、法令との関係があるわけです。法令はほぼ完全に、言ってみればこの7ページのやり方で書いています。公用文と法令を一致させるという考え方が昭和48年からあって、これは必ずしも国の公務員の皆さんがよく分かっているわけではないのかもしれませんが、法令の書き方と公用文の書き表し方は、今は同じ書き方をすることになっているんです。法令の方がより細かく厳しいところもありますが。

そうすると、この規定を変えるということは、法令との関係にまで及ぶので、やはり厳しいところがあるかと思えます。法令と、それから典型的な公用文に関してはこれまでどおりだけれども、それ以外のところから変えられないかという議論になってきているのは、そういったことも関係しているということですよ。

○関根委員

法令と公用文を一致させるというのは根拠としては、例えば内閣訓令とかそういうレベルの話ではないんですね。

○武田国語調査官

はい。昭和48年に当時の内閣官房の首席参事官と文化庁の文化部長の連名で出された通知によっています。昭和48年は当用漢字改定音訓表が内閣告示された年です。そのときに、今後公用文でどのように漢字を使用するか、当用漢字改定音訓表に合わせてどういった音訓の使い方をするかという通知が出ました。その中で、今後は法令と公用文の書き方は一致させるということが書かれています。これはそれほど広く知られた話ではないんですが、それに基づいて、法令と公用文の表記の一致ということが決まっています。

○関根委員

でもそうすると、法令にはタッチしないとしても、むしろこれからの流れとして、公用文というものの範囲を、いろんな媒体も出ているしもっと広げて考えていく。かつては公用文というのが法令に非常に近いところであって、それが一致することが必要であり、意義があったかもしれない。しかし、今はむしろ法令よりも、一般の文章に公用文が近づく方がいいのではないかという考え方もあるわけです。我々としてもそういう気持ちがあるわけじゃないですか。

そうすると、法令は法令、むしろ法令とくっついていた公用文を、一般の文章の方に寄せていくような、そういう根回しというか、提言というか、そのくらいはできないかと思うんです。それはまた内閣府なりが受けて考えてもらえばいいことであって、そのくらいの提言はできないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

○武田国語調査官

例えば今回8ページの4のところを示しているものも、かなり冒険的なところがあって、これまでの考え方とは違うもの示しています。こういったところからという

考えはあるかもしれませんが、これ自体も本当に政府内で受け入れられるか、そういう土壌があるかということも含めて、十分には分かりません。ただこれは、国語分科会として、少なくとも一般の方たちに伝えるときには、もっと分かりやすい表記をすべきではないかということ、正に示すような内容にはなっていると思います。そういった線でこれから御検討いただくことはもちろんできるかと思いますが、とは言っても、その先、本当に政府としてそれが受け入れられるかということまでについては、簡単にお約束はできないのですが、是非、検討を進めていただきたいと思います。

○関根委員

4のところですが、これは現状の国語施策の範囲内で言えるという感じでまとめられたのかと読んだんですが、できれば、例えば常用漢字表にないものに関して、「どうしても使う必要のある場合は」というこれだけだと、常用漢字表自体の意味がもしかしたら失われかねないのではないかと。それが恣意的にされるのであれば、何でもいいということになってしまいます。だから、今の常用漢字表でもルビの使用みたいなものを今回の改定の常用漢字表でうたったこともあって、その辺りはもうちょっときちんと、「どうしても使う必要のある場合は」というのにとどめないで、もっと議論して、無制限に広げない、そういうのも必要かと思っています。

あともう一つ個人的には、このルビを付ける場合に、表外字だけ付けるってすごく国語的に問題があるんじゃないかと思っています。つまり「進捗（ちよく）」だと、これが全体で「ちよく」と読めるような感じがして。例えば表外字を含む語にルビを付ける場合は全体に振るとか、そういうルールができたらいいと思います。

○沖森主査

では、残る9ページ以降について御説明いただいて、あとは併せて御意見を賜ればと思います。

○武田国語調査官

簡単に御説明します。3の法令のところについては、この昭和26年の当時は、国語審議会は法令の方にまでいろいろと意見が出せたんですが、今は状況が変わっておりますので、1の大原則のところは残して、あとはもう「内閣法制局からの通知による」ぐらいになるのであろうといったことです。

それから、4と5は一緒にしまして、「固有名詞の書き表し方」ということで簡単にまとめました。今は余り仮名で書くということはないと思いますので、常用漢字表の通用字体を使うという辺りを書いているといった内容になっています。

○沖森主査

では、全てにわたりまして、御意見、御感想等ございましたらお願いします。

○田中（牧）委員

先ほど外来語については入れた方がいいという話があしりましたが、もう一つ専門用語をどう対応するかというのは、やはり重要かと思うので、どこかで考え方を入れた方がいいと思います。

それから、最後の固有名詞というところとも関係すると思うんですが、2ページにあった、長い固有名詞「日本経済団体連合会」といった組織名、こういうのについてどうするか。例えばこの2ページのところは、勝手に略していいとも読めるのですが、

そうではないと思います。略すときにどうやって略すかという固有名の略し方とか、専門用語はむしろ略すというよりも、専門用語の説明の仕方とか、今までなかったんですが、でも恐らく文章を作る人にとっては非常に重要なことだし、読む方は分かりにくいものの筆頭に挙がると思いますから、それを是非入れられるようにしてほしいと思います。

○塩田委員

10 ページの地名の書き表し方について、今の常用漢字表ができるときに、都道府県名の字が入った経緯を、もう一度説明していただけますでしょうか。

○武田国語調査官

教育との関係が大きかったと思います。実際には学校では都道府県名などが常用漢字表にないにもかかわらず、教えられているという状況がありました。日本語を使って暮らしている方々が県名の字を書けるようになるというのは、やはり必要なのではないかという議論も含めて入るようになったということです。それに準じて、韓国の「韓」と近畿地方の「畿」も入りましたが、その外の固有名詞には及ぼさないということで、限定的に、特例として入れたということです。

○塩田委員

県庁所在地などはいかがでしょうか。

○武田国語調査官

はい。今回は飽くまで都道府県名までという対応でした。

○関根委員

この4の1, 2はとても大切なところだと思うので、是非残していただきたいと思います。ただ、1の都道府県名に用いる漢字を除いてというと、都道府県の漢字が常用漢字に入っているという経緯を知らないと、何となく誤解をしてしまう可能性もあるので、その辺りは書き方を工夫した方がいいかと思いました。

○塩田委員

新しい案での整合性なんですが、6 ページのところでは2番で、「外国の地名・人名及び外来語・外国語は、片仮名書きにする」とあって、中国、韓国、朝鮮についての注記が特にここにあります。こうすると、一昔前の地理の教科書みたいに、「コアンチョウ」とか「グイリン」の形になってしまいます。そこをどこで調整するのか、この6 ページのところか、10 ページのところかを加える必要があるのではないかと思います。

○石黒委員

一つだけ。単なる興味で聞くんですが、固有名詞で例えば、「さいとう」さんの「さい」とか、「わたなべ」さんとか、いろいろ難しいのがあると思うんですが、人名はどう決まっているんですか。

○武田国語調査官

ここの最後の記述とも重なるところだと思うんですが、かつての考え方は、常用漢

字表の字の字体をなるべく使ってほしいという考え方でした。例えば「わたなべ」は「辺」が常用漢字表にありますので、それを使ってくださいということでした。

一方で今は行政全体で見ても、それぞれの方が望む漢字を使えるようにということが進んでいるところもありますので、各個人的意思に基づいた表記を尊重しつつ、ただ、国語施策としては、1字種1字体という考え方に基づけば、許される範囲で常用漢字表の字体を使っていただけないでしょうか、といったところかと思えます。

○沖森主査

では、まだいろいろと御意見等あるかと思いますが、お気づきの点がありましたら、事務局に御連絡いただきたいと思います。本日頂きました御意見等は、今後整理した上で、改めて活用してまいりたいと思います。

では、本日の協議については以上で終わりにしたいと思います。

本日の国語課題小委員会は、これで閉会といたします。本日は御出席どうもありがとうございました。